

議員定数削減に賛成する討論

平成 26 年 3 月 13 日

黒 田 英 世

議会議案第 1 号、津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の変更賛成の立場で討論させていただきます。

津幡町議会の議員定数は平成 14 年 9 月の定例会において 20 名から現在の 18 名に変更する議案が採択され、翌年の平成 15 年 4 月から実施に移されました。その後、約 10 年間にわたり何回か議論はされたものの様々な理由から現在まで 18 名のままで推移しております。

この間、隣接するかほく市をはじめ県内の幾つかの自治体でも議員定数の削減が図られました。

そこで、県内を始め全国の多くの自治体において、議員定数が削減されたのはなぜかと言うことではありますが。

ひとつには民意があると思っています。当町にもそのような声があるのではないのでしょうか。一口に民意といっても千差万別で中には本来の議員としての仕事や役割を充分理解せずに言われている方もいらっしゃるれば、充分理解した上で意見を言われる方もおいでます。また、私たち議会も町民の皆さんに議会の役割を理解していただくために、議会改革を進めてきました。例えば、各委員会の傍聴や議員と同じ資料の提供などに加え、区長会を対象とした議会報告会などを実行に移してきました。

私は唯々諾々と民意に迎合するだけが本当の民主主義だとは思っておりません。しかし、真摯に耳を傾けなければならないのは確かであります。

そこで津幡町の議員定数はいったい何人が妥当なのか、これは人によって時期によって意見が異なるものと考えます。

しかしながら客観的にみて、この 10 年間、IT 技術の発達に伴い情報伝達環境は大きく変化してきておりますし、議員個人にとっても議員活動に必要な情報の収集は以前に比較し、その環境は大きく変化しております。

また、議員活動の一環としての情報発信環境も変化しています。

これまでのように個人の議会報告会のように膝と膝を突き合わせ人間関係を形成していくのも大切ですが、先日の一般質問でもお話ししましたように行政のみならず個人的としても「LINE」や「ツイッター」「Face Book」などのコミュニケーションアプリに加え、動画サイトである「YouTube」といったソーシャル・ネットワーキング・システムを利用し、様々な世代に向けた情報発信環境は 10 年前とは比較できないほど多くの情報を発信することが

可能であり、議員個人の情報収集や発信に関する時間は確実に減少しています。もっともその時間を別の議員活動に当てるといわれるかもしれませんが、このことは極めて個人差が大きいものと考えます。以上の観点から私は議員定数削減に賛成することを表明し、討論とします。

平成 26 年当初予算に反対する討論

平成 26 年 3 月 13 日

黒 田 英 世

私は議案第 5 号平成 26 年度津幡町一般会計予算については反対討論を、請願第 1 号「特定秘密の保護に関する法律の廃止・撤廃」に関しては賛成の立場で討論させていただきます。

平成 26 年度津幡町一般会計予算について、ハード事業では津幡駅前整備事業や都市公園整備事業、辺地対策事業に加え、ソフト事業においては社会保障・福祉の拡充や定住人口増加促進策、医療に係わる助成金などを予算化し、前年度当初予算比 1.1 パーセント減額になっております。

子ども医療費や社会福祉にもっと予算を、と言う強い思いはありますが、予算全般については評価するものであります。

以上のことを大前提にしながら、農業公園整備事業費についてであります。

平成 26 年度の当初予算において 3 百 5 拾 4 万 5 千円が計上されております。調査費ではなく事業費と言う事ですから来年度から着工ありきの予算であると考えます。

町の将来を見据えた、この種の事業には多額の資金と長い時間が必要なことは充分認識しているつもりです。肝心なのは事業に取り掛かる四囲の経済環境と段階的に整備されていく時々における集客力のあるコンテンツについても重要なファクターだと考えます。

将来の津幡町の活性化を見据え、今やらなければとする矢田町長の熱い思いは十二分に理解しますが、12 月会議の一般質問でも申しましたように、日本経済の再興をかけたアベノミクスの効果も定かでない中、今年 1 月の貿易収支は 2 兆 7 千 8 百 9 拾 9 億円の赤字で、単月度の赤字としては 1979 年以来、最大の赤字であります。

政府は貿易収支の悪化の原因に「燃料輸入費の高騰」を挙げています。しかしながら、それにも増して過去にアジアの新興勢力との価格競争において国内の設備投資を控え海外への投資を増加させて来たことによる「国内産業の空洞化」を招いた結果でもあります。

輸出を主とする大企業だけが円安の恩恵を受け、日本経済の根幹を支える中小企業まではまだまだ潤っていません。

こうした中、4 月からの消費税増税が日本経済全体にどのような影響を与えるかも未知数でありますし、政府は国の財政が厳しくなってくれば、これまでもあったように国で負担していた社会保障や福祉に関して地方自治体や企業に押

し付けてくることも十分に考えられます。

農業公園事業には町債の発行額は第一期工事だけで約 4 億 9 千万円を予定し、一般会計からの支出は約 8 千万円を予定しています。これは津幡町の財政規模を考えれば決して少なくありません。

このことは若い世代に負担を強いることとなります。

こうした観点からも主権者たる町民の声を真摯に聴き、ぜひとも再考されることを強く要望するものであり、他の多くの事業予算を評価しながらも反対を表明するものであります。

「特定秘密保護法」の廃止・撤廃に向けての請願に賛成討論

平成 26 年 3 月 13 日

黒 田 英 世

次に請願第 1 号「特定秘密の保護に関する法律の廃止・撤廃に向けて」の請願に賛成の立場で討論させていただきます。

戦後、日本はスパイ天国であり世界各国のスパイが活動しやすい国だと国際的な評価を受けております。

私は国家に国防や外交に関し、秘密といわれるものがあるべしと考えています。また、国益を損なうこれらの漏洩などに関与したものに対し厳しい規制があるべきとも考えています。

しかし、これらの大前提には憲法で保障された「表現の自由」「人権の保護」が担保されていなければなりません。過日制定された「特定秘密の保護に関する法律」は国家の秘密を漏らした公務員、自衛官や外交官らを対象として厳罰に処するとされていますが、それだけでなく一般市民も処罰対象になる危険をはらんでいます。

秘密を漏らしたり、入手したりしなくても、それについて話し合っただけで処罰される「共謀罪」の規定があります。現行の刑法にも「共謀・協同正犯」の規定があり、犯罪の計画や相談に加わると処罰されることがあるとしています。ただし犯罪が実行されたことが条件になっています。

ところが、今回の特定秘密保護法では、実際に目的を達成しなくても、「共謀」とみなされ、一緒にやろうという呼びかけを大勢にすれば「扇動」に当たるとされており、また、実際に情報を聞きだそうとした行為は回答が得られなくても秘密の漏洩をそそのかした「教唆」に問われます。加えて、この法律は第三者が「秘密」の妥当性を検証できない点では戦前の軍機保護法と同じ危険な部分が含まれています。

「特定秘密」とは何なのか、違法とされる漏洩や取得が実際どんなやり方を指すのか、あいまいな部分が多くあり、恣意的に運用すればあらゆる口実で罪に問われかねません。更には原発事故の実態や国防など多くの情報に関し、国民の知る権利が担保されていません。

この法案に対して国連の表現の自由に関する独立専門家であるフランク・ラ・ルー氏も「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であいまいだ」と懸念を示していますし、国連人権高等弁務官も同様の声明を出しています。

従って、このあいまいな部分が多く、特定秘密の範囲と運用が明確にならず、その上、国民の知る権利が担保されていない本法の廃止・撤廃を求める請願に賛成します。

以上で3番黒田の討論を終わります。